

Thincacloud 電子マネー決済サービス加盟店規約

第1章 総則

第1条 【規約の適用】

1. この Thincacloud 電子マネー決済サービス加盟店規約（以下、「本規約」といいます。）は、TOPPAN ペイメント株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する電子マネー決済サービス（以下、「本サービス」といい、詳細は第3条(2)に定義します。）の利用に関し適用されるもので、加盟店は本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。
2. 本規約の他に当社が別途定める細則等は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定と前項の細則等の内容が異なる場合、当該細則等の内容が優先して適用されるものとします。

第2条 【規約の変更】

当社は、一定の予告期間をもって当社が定める方法で加盟店に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、予告期間の経過後も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、かかる変更につき加盟店の承諾があったものとみなし、以降は変更後の規約が適用されるものとします。

第3条 【用語の定義】

本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

(1) Thincacloud	当社が提供する電子マネー決済等に関するプラットフォームの総称。
(2) 本サービス	当社が提供する Thincacloud を利用した電子マネー決済サービスで、加盟店の店舗において、利用者がその加盟店の指定する電子マネーを用いて代金の支払を行い、当社が電子マネー発行会社よりその代金を代理受領し加盟店に引き渡すサービス。
(3) 電子マネー	ICカード等に円単位で記録された金銭的価値であって、利用者が加盟店との取引に当たり、当該取引代金の支払に利用することができるもの。
(4) 電子マネー発行会社	電子マネーを発行する法人又は組織。
(5) 加盟店	当社と加盟店契約を締結した、日本国内に所在地を有する法人。
(6) 商品等	加盟店が利用者に提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェアなど。
(7) 利用者	電子マネー発行会社から電子マネーの利用を認められ、電子マネーを利用して加盟店で商品等を購入しようとする個人又は法人。
(8) ICカード等	電子マネーを管理又は利用するための、ICチップを内蔵するカード及び携帯電話等の電子記録媒体。
(9) Thincacloud 決済端末	加盟店が、本サービスの利用に際して、決済システムにアクセスするためのコンピュータ、レジスター、携帯電話その他の当社が指定する通信端末。又は、当該決済システムにアクセスするための装置。

(10) 移転	ネットワーク、Thincacloud 決済端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額の電子マネーを引去り、電子マネー発行会社のサーバ等、又は利用者のICカード等若しくは加盟店のThincacloud 決済端末に同額の電子マネーが積み増しされること、若しくはこれらの機器に記録されている一定額の電子マネーを引去り、他のこれらの機器又は電子マネー発行会社の指定する中継サーバ等に同額の電子マネーが積み増しされること。
(11) 加盟店契約	加盟店が当社から本サービスの提供を受けるための契約で、本規約及び当社が別途定める細則等がある場合には当該細則等を含む。
(12) サービス利用料	加盟店が、当社に対して、本サービスの利用に際して支払う利用料（消費税別途）をいう。
(13) 決済システム	本サービスにおいて使用される、インターネット、携帯IP接続サービス、及び店舗に設置されたThincacloud 決済端末上で、加盟店及び利用者が取引代金を決済することができるように構成されたシステム。
(14) 回収料金	当社が加盟店に代わって電子マネー発行会社から受領した、電子マネーにより提供された商品等の売上代金相当額。
(15) 振込口座	加盟店が、本サービスの利用に先立ち、当社に届け出た金融機関の預金口座であり、かつ当社が精算金額を入金するための預金口座として承認したもの。
(16) 精算金額	当社が電子マネー発行会社から受領した回収料金からサービス利用料、消費税額及び第14条第5項に定める控除額を差し引いた上で、加盟店の振込口座に入金する金額。

第2章 加盟店契約の成立

第4条 【加盟店契約の申込】

1. 加盟店契約の申込は、本規約及び当社が別途定める細則等を承諾のうえ、当社が定める方法により行うものとします。
2. 加盟店契約を申し込む際に、加盟店の名称、商号、申込者名、会社所在地、電話番号、振込口座、商品等の種類及び内容等、商品等の販売、提供手法、Thincacloud 決済端末の設置場所、その他当社が求める事項（以下、これらを併せて「加盟店届出情報」といいます。）を予め当社が定める加盟店申込書及びその他の様式（以下、これらを併せて「加盟店申込書」といいます。）に従い、書面により届け出て当社の承認を得るものとします。
3. 当社は、申し込み時に取得した加盟店届出情報を、加盟店の登録管理、精算金額の引渡し、その他本サービスを提供するため並びにICカード等の普及促進活動のために利用することができるものとします。ただし、個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従った取扱いを行うものとします。

第5条 【加盟店契約の成立】

1. 加盟店契約は、第4条【加盟店契約の申込】に定める申込に対し、当社が審査のうえ承諾した旨を通知した日に、本規約及び当社が別途定める細則等を内容として成立するものとします。（以下、「本契約」といいます。）
2. 当社が第4条【加盟店契約の申込】に基づく申込者の申込を不適当と判断した場合には、当社は当該申込を拒否することができるものとします。当社は申込者にこの結果を連絡

しますが、この場合、当社は拒否の理由を開示しないものとします。又、申込の際に提出を受けた加盟店申込書その他の書面等の返却は行わないものとします。

第6条 【加盟店届出情報の変更等】

1. 加盟店は、加盟店申込書及びその他の関係書類により、当社に届け出た加盟店届出情報及びその他の重要な事項を変更する場合は、当社が定めた様式をもって事前に届け出るものとします。
2. 加盟店が、前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 本サービスの内容

第7条 【本サービスの利用】

1. 加盟店は、本契約の定めに従い、利用者と加盟店との間の商品等に係る取引において、本サービスを利用し、電子マネーを決済手段として用いることができるものとします。加盟店と当社とは、商品等に関する電子マネー決済を円滑に行うため、相互に緊密な連携を保ち、本契約に基づく事務を双方誠実に履行するものとします。
2. 当社は、電子マネー発行会社との間で別途合意した場合、利用者のICカード等に対して電子マネー発行会社が発行するポイントの付与を行うものとします。この場合、加盟店は、電子マネー発行会社又は当社からポイントに関する利用者への告知等の要請を受けたときは、これに従うものとします。
3. 加盟店は、電子マネー発行会社からの電子マネー利用促進のための印刷物、電子媒体などに加盟店の名称、所在地及びインターネットアドレス等を掲載することを予め異議なく承諾するとともに、当社から電子マネーの利用促進に係る加盟店への広告表示等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。

第8条 【本サービスの利用料等】

1. 加盟店は本サービスを利用するに際して、当社にサービス利用料及びSSL証明書発行に関する事務手数料（消費税別途）を支払うものとします。なお、サービス利用料及び事務手数料の金額、計算方法、計算期間等は別途当社と加盟店との間で定めるものとします。
2. 当社は、経済情勢の変化やその他の事情等により、合理的な範囲においてサービス利用料又は事務手数料を変更することができるものとし、加盟店は当該変更について予め承諾するものとします。この場合、当社は加盟店に対して事前に通知を行うものとします。なお、法令の制定又は改正により、消費税率等に変更があり、或いはその他の税金等が課されたときも同様とします。
3. 前項に定めるサービス利用料又は事務手数料の変更は、30日前の予告期間をもって当社から加盟店に通知され、変更実施日の取引から新しい料金が適用されるものとします。予告期間が経過した以降も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、加盟店が当該料金の変更を認めたものとみなし、変更後の料金を適用します。

第9条 【商品等の売上承認】

1. 加盟店は、商品等に関して電子マネーを利用した取引を行うにあたり、利用者のICカード等から商品等の売上代金相当の電子マネーを当社所定の方法に従い移転させるものとします。
2. 前項の電子マネーの移転に基づき、決済システムが正常に動作を完了したときをもって電子マネー発行会社の売上承認が得られたものとし、この時点で電子マネーを利用した取引の売上代金が確定するものとします。
3. 当社は、前項により電子マネー発行会社の売上承認が得られた場合に、電子マネー発行

会社より商品等の売上代金である回収料金を代理受領し、これを加盟店に引き渡すものとし、

4. 電子マネー発行会社の売上承認が得られることができなかつた場合、当該電子マネーは利用できないものとし、この場合当社は、電子マネーが利用できない旨を、決済システムを通じて加盟店に通知するものとし、
5. 当社は、電子マネー発行会社より売上承認が得られた日より5年間、当該事実に関する記録を電子データの形で保管するものとし、

第10条【商品等の引渡し】

1. 加盟店は、本サービスの利用にあたり、利用者に対して、可能な限り速やかに商品等を引き渡し、又は提供するものとし、ただし、利用者への商品等の引き渡し又は提供等が相当程度遅延する恐れがある場合には、利用者へ書面により引き渡し時期を通知するものとし、
2. 加盟店は、本サービスにより販売した商品等において、その引き渡し、提供等を複数回又は継続的に行ってはならないものとし、ただし、予め書面等により当社に申し出て、当社の承認を得た場合は除くものとし、

第11条【返品等による取消】

加盟店は、本サービスの利用にあたり、利用者との間で返品等により電子マネーを利用した取引を取り消し、精算を行う必要が生じた場合であっても、すでに確定した電子マネーの移転は取消しができないものとし、すべて加盟店と利用者間で解決するものとし、又、この場合であっても、加盟店は当社に対して第8条【本サービスの利用料等】に定めるサービス利用料を同条に定める方法により支払うものとし、

第12条【電子マネー発行会社に対する苦情対応】

当社は、利用者又は加盟店から、電子マネー発行会社の収納業務について苦情・照会等の申出があったときは、電子マネー発行会社の担当部署に通知するものとし、ただし、当社は、利用者又は加盟店に対し、それ以上の対応を行う義務及び責任を負わないものとし、

第13条【売上代金回収事務の費用分担】

電子マネーの移転及び当社による電子マネー発行会社からの回収料金の受領に関する業務の遂行にあたり、当社と電子マネー発行会社との間に生じる当該費用は当社が負担するものとし、その他の諸費用は加盟店が負担するものとし、

第14条【精算金額の引渡し】

1. 当社は、取扱期間中に電子マネー発行会社から売上承認を得た取引に関して電子マネー発行会社から代理受領する回収料金の額を、以下の表に定める通知日までに通知するとともに、回収料金の受領を完了した後、以下に定める支払日（ただし、当該支払日が金融機関の休業日の場合は前営業日）までに、当該回収料金からサービス利用料、消費税額及び本条第5項に定める控除額を差し引いた精算金額を、加盟店に引き渡すものとし、

(1) 月1回精算の場合

締切日（取扱期間）	通知日	支払日
当月末日（当月1日～当月末日）	翌月10日まで	翌月末日

(2) 月2回精算の場合

締切日（取扱期間）	通知日	支払日
当月15日（当月1日～当月15日）	当月25日まで	翌月15日
当月末日（当月16日～当月末日）	翌月10日まで	翌月末日

2. 精算金額の引渡しは、前項に定める締切日の15日後（金融機関が休業日の場合は前営業日）に電子マネー発行会社から当社に対して回収料金が支払われることを条件とします。
3. 本条第1項の定めにかかわらず、回収料金がサービス利用料、消費税額及び本条第5項に定める控除額の合計額と同額るときは、当社と加盟店との間で何らの精算は行われないうものとし、回収料金がサービス利用料、消費税額及び本条第5項に定める控除額に満たないときは、加盟店は、その不足額を当社へ支払うものとします。ただし、当社は、加盟店の不足額の支払に代えて、次回以降に加盟店に支払うべき回収料金から、不足額を差し引くこともできるものとします。
4. 引渡し方法は、支払日（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに加盟店の振込口座へ振込む方法によるものとします。なお、振り込み手数料は加盟店の負担とします。
5. 加盟店への精算金額の引き渡しにおいて、印紙税、消費税等の租税公課の課税がある場合は、加盟店がこれを負担するものとします。又、源泉所得税等や、加盟店が当社に対して負う債務等、当社が加盟店への支払額より控除すべきものがある場合は、これを控除して支払うものとします。

第15条【電子マネー精算金額の支払いの取消し及び留保】

1. 商品等に関して電子マネーを利用した取引又は当該取引により電子マネー発行会社に移転された電子マネーが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店に対し、当該取引に関する精算金額の支払義務を負いません。
 - (1) Thincacloud 決済端末から電子マネー発行会社のサーバ等に移転された電子マネーが正当なものでないとき、又はその疑いがあると当社又は電子マネー発行会社が判断したとき。
 - (2) 本契約に違反して商品等に関して電子マネーを利用した取引を行ったとき。
 - (3) ICカード等の明らかな不正使用にもかかわらず、商品等に関して電子マネーを利用した取引を行ったとき。
 - (4) その他加盟店が本契約に違反したとき。
2. 当社が、加盟店に対し前項に該当する取引に係る精算金額を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該精算金額を返還するものとします。なお、加盟店が当該精算金額を返還しない場合には、当社は次回以降に支払われる加盟店に対する精算金額から当該返還を受けるべき精算金額を差し引くことができるものとします。
3. 当社が、商品等に関して電子マネーを利用した取引又は当該取引に関して Thincacloud 決済端末から電子マネー発行会社に移転された電子マネーについて本条第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があるとして認められた場合には、当社は調査が完了するまで当該取引に係る精算金額の支払いを留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとします。
4. 前項の調査開始より30日を経過してもなお、本条第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社は精算金額の支払義務を負いません。

第16条【当社の第三者委託】

当社は本契約に基づく業務の全部又は一部を、本契約において自己が負う義務と同等の義務を課すことにより、当社の責任において第三者に委託できるものとします。

第17条【決済システムの停止又は中断】

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、緊急時を除き、原則として5営業日前までに書面（当社のWebサイト、FAX、電子メールを含みます）にて加盟店に通知することにより、決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの保全、拡張、移行のために必要

- となる決済システムのメンテナンスを実施する場合。
- (2) 決済システムと接続している外部提携先システムのメンテナンスが実施される場合。
 - (3) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、決済システムの中断が必要と当社が判断した場合。
 - (4) その他当社が必要と認める場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの障害により、緊急に決済システムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) データセンターの障害、電子マネー発行会社システムの障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (3) 天災、地変、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (4) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、緊急に決済システムの中断が必要と判断した場合。
 - (5) その他当社が必要と認める場合。
 3. 加盟店は、前各項にかかわらず、加盟店における Thincacloud 決済端末の障害、加盟店と当社との間のシステムの通信、又はシステムの保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、予め承諾するものとします。

第18条【免責事項】

1. 前条第1項及び第2項各号に定める事由が生じた場合における決済システムの停止若しくは中断、又は本サービスの停止若しくは中断、ICカード等、Thincacloud 決済端末、及びその他の通信機器並びにその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害による加盟店からのデータの受信エラーその他の決済システムの不具合等により、加盟店又は利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、加盟店と利用者その他の第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、加盟店が誤って送信した本サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによって生じた事態につき、なんらの責任を負わないものとします。
3. 前各項に定めるほか、加盟店の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者に損害が生じた場合は、加盟店がその責任において処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、加盟店の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとします。
5. 電子マネー発行会社の責めに帰すべき事由（法的破綻及び事実上の破綻を含みますが、これらに限りません）により、加盟店又は利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、電子マネー発行会社との契約の維持及びサービス提供の維持に努めるものとなりますが、その維持を保証するものではなく、本サービスの内容の変更や本サービスの終了については責任を負わないものとします。
7. 万が一、当社に帰責性が認められる場合であっても、本サービスに関して当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害に限り、かつ、損害の原因が生じた月にかかるサービス利用料の月額を上限とします。

第4章 加盟店の義務

第19条【加盟店が利用者に提供する商品等の承認】

1. 加盟店は、当社に対し、本契約の申込時に販売の取扱対象となる商品等を通知し、当社

の承認を得るものとしします。なお、当社の承認を得た後に、商品等の内容を変更する場合についても同様としします。

2. 加盟店は、旅行商品・酒類・米類等、法令に定められた許認可を得るべき商品等を取り扱う場合は、当社に対し、本契約の申込時に、これを証明する関連書類を提出するものとしします。
3. 加盟店は、前項の承認を得た後においても、当社より取扱中止要請があった場合はその指示に従うものとしします。

第20条【取扱禁止商品】

1. 加盟店は、以下の各号に該当する商品等を、本サービスを利用して利用者に販売又は提供してはならないものとしします。
 - (1) 第三者の名誉又はプライバシーを侵害するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (2) 第三者の著作権、商標権、意匠権及び特許権等の知的財産権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (3) 利用者には不快感・嫌悪感又は羞恥心などを覚えさせるもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (4) 殺人、暴行、違法行為、有害なプログラムを含むコンピュータ犯罪等犯罪行為に関するもの、又は犯罪行為を誘発するおそれのあるもの。
 - (5) 人種差別、人種の特定、特定のグループに対する中傷や偏見を助長するもの。
 - (6) 公序良俗に反するもの。
 - (7) 賭博、博打、博奕にあたるもの。
 - (8) 宝くじ、通貨、地金、小切手その他電子マネーの換金化にかかわるもの。
 - (9) 特定商取引に関する法律に定めるクーリング・オフ対象となる特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）に関するもの。
 - (10) 麻薬や違法薬物、その他国内で販売が禁止されている医薬品等及びこれを取り扱うもの。
 - (11) 武器及び武器に関連するものその他ナイフや火薬類等の危険性の高いもの。
 - (12) ねずみ講、マルチまがい商法、又はこれらに類するもの。
 - (13) ワシントン条約その他の条約によって取引が禁止されているもの。
 - (14) 偽造品又は偽ブランド品、瑕疵の認められる製品、又はこれらに係るもの。
 - (15) 性能又は品質に瑕疵があるもの。
 - (16) わいせつ、売春、児童ポルノ又は児童虐待その他の社会通念上不適当なもの。
 - (17) 上記のほかに法令に違反し又は違反するおそれのあるもの。
 - (18) その他法的に保護される他人の権利を侵害するもの。
 - (19) その他、加盟店による販売又は提供を認めることが適当でないと当社が判断して随時加盟店に指定するもの。
2. 当社は、加盟店において前項に違反する行為、内容に該当すると判断したときは、当該加盟店に対して、商品等又は広告表現及び取引の方法等の変更、改善又は販売の中止その他の是正を求めることができ、又は、当該加盟店に対する本サービスの提供を一時的に停止することができるものとしします。その上で相当の期間を定めて改善等を促されたにもかかわらず、その期間内に改善等がなされない場合、又は違反の程度が重大な場合には、当社は、加盟店に対する通知をもって、本契約を即時解除することができるものとしします。

第21条【決済用端末の設置等】

1. 加盟店は、Thincacloud 決済端末を、日本国内に限定して設置するものとしします。
2. 加盟店は、Thincacloud 決済端末を、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスを利用する目的に限定して使用するものとしします。

3. 加盟店は、決済用端末の盗難、紛失が生じた場合には、当社が別途指示する所定の指示に従うものとします。

第22条【加盟店標識の表示義務】

1. 加盟店標識とは、電子マネー発行会社及び当社が定める標章その他加盟店を識別するために使用する図形、文字のことを指します。
2. 加盟店は、電子マネー発行会社の定めた加盟店標識を、加盟店の店舗において、利用者の見やすいところに表示するものとし、電子マネーによる決済が可能である旨表示するものとします。
3. 加盟店は、加盟店標識を、本サービス利用の目的以外に使用したり第三者に使用させたりしてはならず、又、当該加盟店標識を改変してはならないものとします。又、加盟店は、当社及び電子マネー発行会社の商号、商標、標章、標識等と誤認混同を生じさせる一切の表示をしてはならないものとします。
4. 加盟店は、電子マネー発行会社が加盟店標識を変更した場合、当社又は電子マネー発行会社の通知に基づき、変更後の加盟店標識を掲示するものとします。この場合に必要な費用は、加盟店が負担するものとします。

第23条【加盟店の責任】

1. 加盟店は、本契約を承諾し、これらを遵守するものとします。
2. 加盟店は、本契約に定める義務等を加盟店の従業員その他本契約にかかる加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
3. 加盟店は、自らが販売又は提供する商品等の品質に関して、善良なる管理者の注意の下に管理を行うものとします。
4. 加盟店は、電子マネー発行会社が利用者向けに定める規約、利用約款等の内容を承認し、これらに従い、利用者に商品等に関して電子マネーを利用させ、又は本サービスを利用するものとします。
5. 加盟店が、本サービスを利用した取引で加盟店の責めに帰すべき事由により当社又は電子マネー発行会社に損害を与えた場合は、加盟店は当社又は電子マネー発行会社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
6. 加盟店は、Thincacloud 決済端末に商品等の代金額を正確に入力し、利用者に対する商品等の代金額及び電子マネーの残高の確認、売上承認を自己の責任において行うものとします。
7. 加盟店は、ICカード等から引き去ることができる電子マネーは、商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含みます）のみとし、現金の立て替えや過去の代金等の精算額等を含めることはできないものとします。又、一回の取引として処理されるべきものを、複数回に分割して処理することはできないものとします。
8. 加盟店は、いかなる理由があっても、電子マネーの複製、改変若しくは解析等を行わないものとし、又これらの行為に加担・協力してはならないものとします。
9. 加盟店は、各種法令に従いこれを遵守するものとします。
10. 加盟店は、本サービスの利用に関し当社と電子マネー発行会社との間で決定した事項を遵守するものとします。
11. 加盟店は、本サービスを利用する以外の目的で、決済システムにアクセスしてはならないものとします。
12. 加盟店は第36条【契約解除】第2項各号に該当する事由が生じた場合、直ちに当社へ連絡するとともに、加盟店が利用者に対して負う責務の履行が完了していない利用者にも連絡し、責任をもって対応するものとします。

第24条【禁止行為】

加盟店は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 加盟店の事業に必要な許可、認可、届出、免許等の取得をせずに、加盟店の事業を行うこと。
- (2) 加盟店の遵守すべき法令、又は監督省庁などの通達等の履行を怠る行為。
- (3) 有価証券及び商品券等の販売に際して、利用者に電子マネーによる決済を利用させる行為。
- (4) 違法行為又は公序良俗に反する行為の行われるサイトにリンクを張る行為。
- (5) 電子マネーの払戻し、換金行為。
- (6) 利用者に対する債務の不履行。
- (7) 当社の承認を得ていない商品等を取扱う行為。
- (8) コンプライアンスに反する行為。
- (9) その他当社が不相当と認めた行為。

第25条【利用者との紛議】

1. 本サービスを利用した取引に関して加盟店と利用者又は第三者との間で何らかの紛議が生じた場合には、その理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとし、加盟店と利用者との債権債務（商品等に関するものを含みますが、これらに限りません。）その他の一切の事項、及びそれらに基づく加盟店と利用者との間の紛争については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスを利用した取引に関して、当社又は電子マネー発行会社が利用者又は第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、当社又は当社を通じた電子マネー発行会社の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、当該通知若しくは指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものではありません。
3. 当社は、前各項の紛議において対象となった商品等に係る売上代金について、電子マネー発行会社から商品等の代金が支払われた場合に限り、加盟店に商品等に係る売上代金を支払うものとし、電子マネー発行会社から商品等の代金の支払がない限り、当社は、加盟店に対する商品等に係る売上代金の支払義務を負わないものとします。
4. 前項により、当社が加盟店に対する支払を留保した商品等に係る売上代金には、利息、遅延損害金等を付さないものとします。
5. 加盟店は、直ちに利用者との紛議の原因を解消するよう努めるものとします。
6. 当社は、紛議の解決にあたり、利用者に対して当該商品等にかかる売上代金を直接返金しないものとします。
7. 加盟店は、当社から理由が提示され、本サービスに関する資料等を提出するよう請求があったときは、遅滞なくその資料を提出するものとします。又、本サービスの利用状況等、当社の調査に誠実に協力するものとします。

第26条【本サービスの利用者保護等】

1. 加盟店は、本サービスの利用に際し、利用者保護の観点から、以下の対応及び措置を講じるものとします。
 - (1) 加盟店は、利用者との契約上の紛議、システム障害による問題等、予想される事象につき、一方的に利用者が不利にならないよう取り計らうものとします。
 - (2) 電子マネー発行会社及び利用者から、当社に、加盟店への苦情・照会等の申出があった場合、当社は、加盟店の担当部署にその旨の報告を行い、加盟店が責任を持ってこれに対処するものとします。当社が電子マネー発行会社から利用者の苦情・照会等の申出の報告を受け、その旨を加盟店に報告したときも同様とし、加盟店は責任をもって対処するものとします。
 - (3) 加盟店はその他利用者との商取引が円満に終了するよう最大限努力し、利用者に対して十分な誠意を持って対応するものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用して商品等を購入しようとした利用者に対し、正当な理由

なくその利用を拒絶したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代わって支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払手段等の他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求したりする等、利用者に不利となる差別的取扱や本サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。

3. 加盟店は、商品等及び代金の説明、領収書の発行等、利用者との取引に関する一切の折衝を行うものとします。
4. その他、加盟店は利用者の本サービスに関する義務を遵守し、利用者の保護に努めるものとします。

第27条【無効又は偽造・変造されたICカード等の取扱】

1. 加盟店は、電子マネー発行会社又は当社から特定のICカード等が無効である旨の通知を受けた場合、又はICカード等についてThinccloud決済端末に無効である旨の表示がなされた場合、当該無効とされたICカード等の提示者との間で電子マネー取引を行ってはならないものとします。
2. 加盟店は、明らかに模造又は破損と判断できるICカード等が提示された場合、又は明らかに不正使用と判断できる場合は、電子マネー取引を行ってはならず、直ちに当社へ通知の上、その指示に従うものとします。
3. 加盟店が前各項に違反した取引を行った場合、加盟店は当社に精算金額の支払を請求できないものとします。

第28条【情報の提供等】

1. 加盟店は、当社又は電子マネー発行会社が公的機関等から法令に基づく開示要求を受けたとき、並びに当社又は電子マネー発行会社が開示相当と認めるときには、加盟店届出情報その他の電子マネー取引に関する情報を公的機関等に開示、提出等することを予め承諾するものとします。
2. 加盟店は、当社に対し、ICカード等電子マネー及び電子マネー決済取引に関するセキュリティ又は利用者形態の調査等に関する情報（ただし、当社及び電子マネー発行会社への提供について利用者の承諾を得ていない個人情報を除きます。）や資料の提供等について最大限の協力をするものとします。この場合加盟店は、当社又は電子マネー発行会社が合理的範囲内にかかる調査結果に関する情報及び加盟店届出情報を利用すること、或いは他の加盟店に必要な情報を提供できることを予め承諾するものとします。
3. 加盟店は前項に定める他、当社から要請があった場合には必要な協力を行うものとします。

第5章 一般条項

第29条【通知】

1. 当社から加盟店に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 当社のWebサイト上に掲載する方法。この場合は、掲載されたときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。
 - (2) 加盟店が加盟店申込書により当社に届け出たメールアドレス宛てに通知する方法。この場合は、加盟店の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達したときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。
 - (3) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定したときをもって、加盟店に対する当該通知が完了したものとします。
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合であっても、加盟店は、当社が前項各号の手続きをもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

第30条【営業秘密の守秘義務等】

1. 加盟店は、本契約の履行上知り得た当社の技術上又は営業上その他の秘密（以下、「営業秘密等」といいます。）を、本サービスを利用する目的以外に利用しないものとします。
2. 加盟店は、当社の書面による事前の同意を得ることなく、営業秘密等を第三者に提供、開示又は漏洩しないものとし、営業秘密が滅失、毀損又は漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとします。
3. 加盟店は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合には、当社の指示により返却又は廃棄するものとします。
4. 本条の定めは、本契約終了後も有効とします。

第31条【当社の知的財産権】

1. 本サービスの提供に関連して当社が加盟店に貸与又は提示する物品（本規約、本サービスのサービス仕様書、マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2. 加盟店は、前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
3. 本条の規定は、本契約が終了した後も、効力を有するものとします。

第32条【譲渡等の禁止】

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本契約に基づき当社に対して有する債権、権利及び本契約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、質入、その他担保として提供し、又は、本契約に基づき当社に対して負担する債務を、第三者に引き受けさせることはできないものとします。
2. 加盟店が合併又は会社分割等により、本契約に基づく権利又は本契約上の地位を包括継承する場合は、包括継承の効力が発生するおおむね30日前までに、当社にその旨を通知し、当社の承諾を得るものとします。

第33条【任意解約】

当社又は加盟店は、本契約の期間中であっても、解約を希望したときには、2ヶ月前までに当社が定める解約届を送付又は提出して解約日を通知することをもって、いつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、加盟店は事由の如何を問わず、当社に対し損害賠償を請求できないものとします。なお、かかる当社が定める書面に解約日が記されていない場合には、当該書面到達の日から2ヶ月を経過した日を解約日とします。ただし、解約日以降に電子マネー発行会社より代理受領した回収料金があった場合には、当社は当該料金の引渡しが終わるときまで残存事務を遂行するものとします。

第34条【有効期間】

1. 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とします。ただし、期間満了2ヶ月前までに加盟店、当社のいずれかが相手方に対し書面により異議を申し出ないときは、さらに同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当該期間内に異議申出があった場合には、期間満了により本契約は終了するものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、当社は加盟店が本サービスを一度も利用することなく、1年間を経過した場合は、本利用契約を終了することができるものとします。

3. 電子マネー発行会社と当社との間の本サービスを提供するために必要な契約が、事由を問わず終了したときは、その時点をもって当該電子マネー発行にかかる加盟店と当社との本契約も終了するものとします。

第35条【反社会的勢力の排除】

1. 加盟店は、犯罪対策閣僚会議幹事会が申し合わせ、発表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）の精神に則り、本契約の履行において、反社会的勢力（政府指針に定めるものをいいます。以下、同じ）の介在を排除するものとします。
2. 当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当した場合には、加盟店に対して何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力である場合。
 - (2) 代表者又は実質的に経営権を有する者が反社会的勢力である場合。
 - (3) 反社会的勢力への資金提供を行う等反社会的勢力と密接な関係があると判断される場合。
 - (4) 加盟店が威嚇等の手段として、自ら又は第三者を利用して、自らが反社会的勢力である旨又はその関係者である旨を告げた場合。
3. 前項に基づき解除された加盟店は、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。

第36条【契約解除】

1. 加盟店又は当社のいずれかについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方は何らかの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払の停止、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、又は合併によらず解散したとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき、又は銀行取引停止処分があったとき。
 - (3) 裁判所、行政庁その他これらに類する機関による業務停止命令等が出された場合で、相手方が本契約を解除することが適当と認めるとき。
 - (4) 本サービスの利用又は提供にあたり、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えたとき。
2. 加盟店に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社は何らの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第6条【加盟店届出情報の変更等】の加盟店届出情報に関して、虚偽の申告を行っていたことが判明したとき。
 - (2) 仮差押、仮処分、保全差押又は差押その他の強制執行又は滞納処分の申立を受けたとき。
 - (3) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。
 - (4) 架空の取引に係る売上金額の支払い請求、その他不正な行為を行った客観的な事由があると当社が判断したとき。
 - (5) 当社又は電子マネー発行会社の信用を失墜させる行為を行ったと当社が判断したとき。
 - (6) 当社に対して暴力、威力又は詐欺的要求、又は法的責任を超えた不当な要求を行ったとき。
 - (7) その他加盟店として不適当と当社又は電子マネー発行会社が判断したとき。
 - (8) 本契約の条項の一つでも違反したとき。
3. 本条による本契約の解除は、当社の加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第37条【本契約終了時の義務】

本契約が第33条【任意解約】、第34条【有効期間】又は前条【契約解除】により終了したときは、加盟店は以下の義務を負うものとします。

- (1) 加盟店は、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識の掲載を取りやめるとともに、利用者に本サービスの利用を行わせてはならないものとします。又、本契約の終了について、当社の指示にも従うものとします。
- (2) 加盟店は、加盟店標識、取扱関係書類、印刷物等、当社から交付された一切をすみやかに当社に返却するものとします。なお、電子的な方法で交付され返却できないものは、加盟店の責任において破棄するものとします。
- (3) 加盟店の本契約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに債務を履行するものとします。

第38条【損害賠償】

1. 加盟店は、本契約に違反し当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。
2. 加盟店が当社に対する金員の支払を遅滞したときは、支払うべき金員に対して年14.6%（年365日日割計算）の遅延損害金を付加して支払うものとします。

第39条【本サービスの廃止】

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、予め加盟店にその旨を通知します。
2. 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
3. 本サービスの一部又は全部の廃止により、加盟店が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第40条【準拠法】

本契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第41条【合意管轄裁判所】

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第42条【協議事項】

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、加盟店と当社は誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

以上

平成24年 4月27日 制定

平成25年 4月 8日 改定

令和 5年 4月 1日 改定

令和 8年 4月 1日 改定